

令和 7（2025）年度 実施方針の策定の見通しの公表について

小山市 理財部 公共施設整備課

令和 7（2025）年 6 月 2 日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）第 15 条、および民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 23 年内閣府令第 65 号）第 2 条による公表は下記のとおりです。

記

| 名称 | 事業期間 | 概要 | 公共施設等の立地 | 実施方針策定期 | 所管部署 |
|---|--------------------------------------|--|--|--------------------------|---|
| 新小山市立博物館・ 間々田のじゃがまいた 伝承館複合施設整備・ 運営事業 | 事業契約の締結日から 令和 25（2043）年 3 月 予定 | 当該施設整備に伴う、 施設整備業務及び開業 準備業務、維持管理業 務、運営業務を行う。 | ■新小山市立博物館・間々 田のじゃがまいた伝承館 小山市大字間々田 2431-3 ■新小山市立博物館 館外 収蔵庫 小山市大字間々田 2443-1 | 令和 7（2025）年 第 4 四半期予定 | ■事業者募集に関する事 理財部 公共施設整備課 電話：0285-22-9348 ■新小山市立博物館・間々 田のじゃがまいた伝承館に 関すること 生涯学習部 文化財課 電話：0285-22-9659 |